



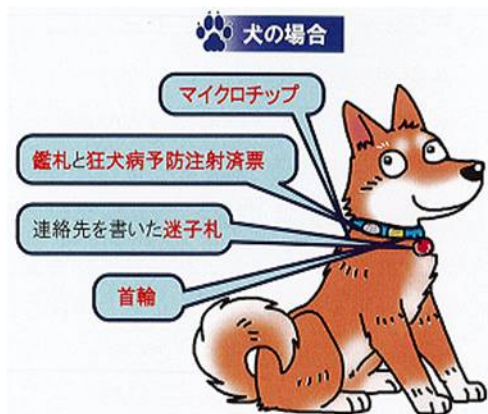
# ペットへのマイクロチップ装着について



令和4年6月1日から、販売される犬・猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。

すでに飼っている犬と猫へのマイクロチップ装着は、飼い主さんの努力義務となっています。

## 犬の場合



マイクロチップの大きさです



首輪と迷子札

犬には鑑札・狂犬病予防注射済票 を必ず付けましょう

(飼犬は狂犬病予防法により、年1回の狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着が義務づけられています)

マイクロチップ

取り付けた時は必ず(公社)日本獣医師会  
に飼主情報や動物情報を登録しましょう

## 猫の場合



首輪と迷子札

マイクロチップ

取り付けた時は必ず(公社)日本獣医師会に  
飼主情報や動物情報を登録しましょう

## マイクロチップってなに？

●マイクロチップは、長さ8～12 mm程度の細長い電子器具で、内部はコンデンサ・外側は生体適合ガラスです。

●チップには、15桁の数字(番号)が記録されており、専用機械で読み取ります。

●動物個体識別(身元証明)の方法として世界中で広く使われています。

チップの埋め込み手術は香川県獣医師会に加入した獣医さんでできます。

●お問合せ先

A I P O事務局：(社)日本動物保護管理

協会 TEL 03-3475-1695

ペットも大切な家族の一員です。

飼い主さんがずっと大切に飼ってあげましょう！

綾川町役場 住民生活課 087-876-1114